

議案第54号

渋川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市下水道条例の一部を改正する条例

渋川市下水道条例（平成18年渋川市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項第2号中「専属する」を「選任する」に改め、同条第3項第4号中「専属する」を「選任する」に改め、「住民票の写し及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「書類」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況が分かる書類」を加え、同項第5号中「専属する」を「選任する」に改める。

第6条の3第1項第1号中「が1人以上専属しているものである」を「を選任している」に改める。

第6条の4の見出し中「専属等」を「選任等」に改め、同条第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第6条の5第1項ただし書から第3項までの規定中「専属する」を「選任する」に改める。

第6条の10第1項第7号中「専属する」を「選任する」に、「立ち会い」を「立会い」に改める。

第10条第1項第7号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

下水道法施行令の一部改正及び常駐・専任規制の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市下水道条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定の申請） 第6条の2 （略） 2 前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。 （1） （略） （2） 排水設備等の新設等の工事を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任すること</u>となる下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）～（3） （略） （4） <u>選任すること</u>となる責任技術者の第6条の5第1項の規定により交付を受けた下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し及び雇用関係を証する書類並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況が分かる書類 （5） <u>選任する責任技術者が次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u> ア 次条第1項第4号ア又はイに該当する者 イ 第6条の5第2項又は同条第3項の規定により現に指定工事店に<u>選任すること</u>となる責任技術者として認められていない者 （6） （略） （指定の基準） 第6条の3 管理者は、前条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条の指定を行う。 （1） 営業所ごとに、第6条の5第1項の規定による責任技術者の資格を有する者を<u>選任している</u> こと。 （2）～（5） （略） 2・3 （略）</p>	<p>（指定の申請） 第6条の2 （略） 2 前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。 （1） （略） （2） 排水設備等の新設等の工事を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属すること</u>となる下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）～（3） （略） （4） <u>専属すること</u>となる責任技術者の住民票の写し及び第6条の5第1項の規定により交付を受けた下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し並びに雇用関係を証する書類 _____ （5） <u>専属する責任技術者が次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</u> ア 次条第1項第4号ア又はイに該当する者 イ 第6条の5第2項又は同条第3項の規定により現に指定工事店に<u>専属すること</u>となる責任技術者として認められていない者 （6） （略） （指定の基準） 第6条の3 管理者は、前条の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条の指定を行う。 （1） 営業所ごとに、第6条の5第1項の規定による責任技術者の資格を有する者が1人以上<u>専属しているものである</u>こと。 （2）～（5） （略） 2・3 （略）</p>

(責任技術者の選任等)

第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する責任技術者の資格を有している者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2・3 (略)

(責任技術者の資格)

第6条の5 次条第1項の指定を受けた者が実施する責任技術者認定試験に合格し、又は責任技術者の資格を更新するための講習（以下「更新講習」という。）を修了し、責任技術者証の交付を受けている者は、責任技術者の資格を有する。ただし、次項及び第3項の規定により現に指定工事店に選任する責任技術者として認められていない者は除く。

2 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店に選任する責任技術者として、当該各号に定める期間認めないことができる。

(1)・(2) (略)

3 管理者は、前項に規定するほか、責任技術者が第6条の3第1項第4号ア又はイに該当するに至ったときは、指定工事店に選任する責任技術者として認めないことができる。

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の10 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)～(6) (略)

(7) 管理者の求めに対し、選任する責任技術者が正当な理由なく次条第1項に規定する検査の立会いに応じないとき。

(8) (略)

2 (略)

(除害施設の設置)

第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(責任技術者の専属等)

第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する責任技術者の資格を有している者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2・3 (略)

(責任技術者の資格)

第6条の5 次条第1項の指定を受けた者が実施する責任技術者認定試験に合格し、又は責任技術者の資格を更新するための講習（以下「更新講習」という。）を修了し、責任技術者証の交付を受けている者は、責任技術者の資格を有する。ただし、次項及び第3項の規定により現に指定工事店に専属する責任技術者として認められていない者は除く。

2 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店に専属する責任技術者として、当該各号に定める期間認めないことができる。

(1)・(2) (略)

3 管理者は、前項に規定するほか、責任技術者が第6条の3第1項第4号ア又はイに該当するに至ったときは、指定工事店に専属する責任技術者として認めないことができる。

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の10 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)～(6) (略)

(7) 管理者の求めに対し、専属する責任技術者が正当な理由なく次条第1項に規定する検査の立ち会いに応じないとき。

(8) (略)

2 (略)

(除害施設の設置)

第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) ~ (6) (略)

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年群馬県条例第7号)により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。)当該排水基準に係る数値

2 (略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年群馬県条例第7号)により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)当該排水基準に係る数値

2 (略)